

# 山梨県公報

号外第六十三号

平成二十七年

十月十四日

水曜日

## 目次

### 条 例

- 山梨県個人番号の利用に関する条例……………二
- 山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例……………四

## 条例のあらまし

### ○ 山梨県個人番号の利用に関する条例(条例第四十号)(情報政策課)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に關し必要な事項を定めることとした。
- 2 県は、個人番号の利用に關し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することとした。
- 3 県の執行機関は、条例で定める事務を処理するために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができることとした。
- 4 この条例は、一部の規定を除き、平成二十八年一月一日から施行することとした。

### ○ 山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(私学文書課)

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の制定に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 特定個人情報について
    - (1) 目的外利用を例外的に認める場合を、番号利用法に定めるもの(人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があるとき等)に限定する。
    - (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求を、法定代理人に加えて任意代理人も行うことができることとする。

うことができることとする。

- (3) 利用停止請求ができる条件について、番号利用法の規定に違反して収集されているとき等を追加する。

### (二) 情報提供等記録について

- (1) 番号利用法に定める利用目的以外の利用は、一切認めないものとする。
- (2) 開示請求及び訂正請求を、法定代理人に加えて任意代理人も行うことができることとする。

- 2 この条例は、1(一)については平成二十八年一月一日から、1(二)については番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

### ○ 山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(税務課)

- 1 社会福祉の充実及び教育文化の振興に係る財政上の必要に基づき、中小法人等を除く法人に対し、県民税の法人税割の税率の特例を適用する期間を延長するとともに、地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
  - (一) 法人県民税の法人税割の税率の特例を適用する期間を次のとおり延長する。
    - 平成二十八年三月三十一日まで ↓ 平成三十三年三月三十一日まで
  - (二) 法人事業税の納税義務者等について、貿易保険業を追加する。
- 2 この条例は、1(一)については公布の日から、1(二)については平成二十九年四月一日から施行することとした。

### ○ 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十三号)(企業局総務課)

- 1 柚ノ木発電所の最大出力の変更等に伴い、次の改正を行うこととした。
  - (一) 柚ノ木発電所の最大出力を次のとおり改める。
    - 一万七千八百キロワット ↓ 一万八千キロワット
  - (二) 奈良田第三発電所の常時出力を次のとおり改める。
    - 二百九十キロワット ↓ 二百六十キロワット
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

### ○ 山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例(条例第四十四号)(情報政策課)

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとした。
- 2 附則において山梨県の事務処理の特例に關する条例を改正し、市町村に権限を移譲している同条例の事務に係る部分の規定を削除することとした。
- 3 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。

# 条例

山梨県個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

## 山梨県条例第四十号

山梨県個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第八項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報を用いること。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

**第三条** 県は、個人番号の利用に關し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

**第四条** 法第九条第二項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 県の執行機関は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第四条第二項ただし書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

## 山梨県条例第四十一号

山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。
- 5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 6 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 7 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- 5 第五条第二項ただし書を削り、同条第三項ただし書中「いずれか」の下に「（特定個人情報にあつては、第三号）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか（特定個人情報にあつては、第一号）に該当するときは、前項各号に掲げる項目に關する個人情報を取得することができる。
  - 一 法令の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の指示等（以下「法的拘束力のある指示」という。）に基づくとき。
  - 二 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき。
  - 三 山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき。
- 第十條第一項中「保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

**第十条の二** 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用するのではない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第二項の規定により保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用するときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的の実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第十一条第一項中「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき。

二 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

第十一条第二項中「とするとき」の下に「(前項第二号に該当するときに限る。)」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十四条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))」を加える。

第十五条第二項及び第十六条第二号中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第二十八条第一項中「係る保有個人情報」の下に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第二十九条第二項及び第三十条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第三十七条第一項第一号中「又は第十条第一項及び第二項」を「、第十条第一項及び第二項又は第十条の二第一項及び第二項」に改め、「利用されているとき」の下に「番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録され

ているとき」を加え、同項第二号中「又は第十一条第一項」を「、第十一条第一項又は番号利用法第十九条」に改め、同条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

第三十八条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、代理人)」を加える。

**第二条** 山梨県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報を用いて、

第十条の二第二項中「ために保有特定個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第十二条中「実施機関は、保有個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第二十三条第一項及び第三十五条第一項中「保有個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第三十六条中「提供先」の下に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第三十七条第一項中「とする保有個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び第三項において同じ。)」を加える。

#### 附則

この条例中第一条の規定は平成二十八年一月一日から、第二条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 山梨県条例第四十二号

山梨県条例の一部を改正する条例

山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条第一項第二号、第三十七条第一項第二号並びに第三十八条第一項及び第二



項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。  
附則第十二条の十一中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

**附則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十二条の十一の改正規定 公布の日
- 二 第三十四条第一項第二号、第三十七条第一項第二号並びに第三十八条第一項及び(法人の事業税に関する経過措置)

**第二条** この条例による改正後の山梨県税条例第三十四条第一項第二号、第三十七条第一項第二号並びに第三十八条第一項及び第二項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第四十三号**

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表奈良田第三発電所の項中「二九〇」を「二六〇」に改め、同表柚ノ木発電所の項中「一七、八〇〇」を「一八、一〇〇」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第四十四号**

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する

**条例**

山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年山梨県条例第五十八号)は、廃止する。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。)第二条第一項に規定する発 hands 手数料及び旧条例第三条第一項に規定する情報提供手数料であって、この条例の施行の日においてまだ支払い、又は納付されていないものについては、なお従前の例による。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表三十一の二の項を削る。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 旧条例第二条第一項に規定する発 hands 手数料であって、この条例の施行の日においてまだ支払われていないものに係る前項の規定による改正前の山梨県の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十一の二の項口に掲げる事務については、なお従前の例による。